



福岡医発第571号(地)

平成21年6月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公印省略)

医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱及び運営管理要領について

今般、別添のとおり、医療施設耐震化臨時特例交付金事業について、各都道府県に事業計画の提出や内示について説明するとともに、当該交付金事業に係るQ&Aが添付された事務連絡が発出された旨、日本医師会より連絡が参りました。

未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院、二次救急医療機関においては、県より、要望調査が実施されることとなります。その希望案件をとりまとめ、県において、基金事業計画書を作成し厚生労働省へ提出されます。

また、当該交付金事業の流れにつきましては、同事務連絡に添付されております参考資料「医療施設耐震化臨時特例交付金により造成される基金の運用イメージ」をご参照下さるようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件にご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(地 I 63)

平成 21 年 6 月 11 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱及び運営管理要領について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、医療施設耐震化臨時特例交付金につきまして、厚生労働省医政局指導課より各都道府県医務主管課宛に事務連絡が発出されました。

同事務連絡は、平成 21 年度補正予算による医療施設耐震化臨時特例交付金事業について、各都道府県に事業計画の提出や内示について説明するとともに、Q & A を添付いたします。

各都道府県より、未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院、二次救急医療機関に要望調査を行って希望案件を取りまとめ、基金事業計画書を 8 月 28 日までに厚生労働省に提出することになっております。その後、厚生労働省より各都道府県に必要な経費が交付されて基金が造成され、都道府県よりその基金を取崩して助成対象となる「耐震化整備指定医療機関」に助成金を交付することになります。なお、新築建替えを行う場合の病床数につき条件が付されていることにご留意ください。

また、医療施設耐震化臨時特例交付金事業の流れにつきましては、同事務連絡に添付の参考資料「医療施設耐震化臨時特例交付金により造成される基金の運用イメージ」をご参照下さるようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関に対する周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



平成21年6月5日
事務連絡

各都道府県医務主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱及び運営管理要領の発出について

平素より医療行政にご理解・ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

平成21年度補正予算による、医療施設耐震化臨時特例交付金につきましては、平成21年6月5日付け厚生労働省発医政第0605004号及び、医政発第0605010号によって交付要綱及び、管理運営要領を発出したところです。

ご承知のとおり、今回の補正予算は、緊急的な経済危機対策の観点から実施されるものであり、本交付金事業におきましては、下記の段取りにより9月末までに交付決定を行うこととしております。

各都道府県におかれましては、非常に厳しいスケジュールとなりますが、締め切りの厳守等に御協力の程よろしくお願いいたします。

また、参考資料も添付しておりますので、あわせてご活用ください。

記

1. 事業計画の提出について

各都道府県におかれましては、災害拠点病院等の耐震化について、計画額（所要額調書上の「差引額」）を算出し、交付申請の様式を活用して基金事業計画書を作成し、厚生労働省に提出してください。（締め切り：8月28日（金）【厳守】）

各都道府県から提出された計画額（要望額）の合計が、予算額を上回る場合は調整を行う必要がありますので、1県でも提出が遅延しますと、全体の要望額の算出ができません。そのため、遅延した都道府県については、厚生労働省において適宜調整を行う場合もありますので、御了知おきください。（総額の目安を把握するため、8月上旬を目処に、暫定の計画額を登録いただくことを考えております）

なお、添付書類については、「（2）その他参考となる書類」として、算定根拠となった各病院の耐震化事業の概要がわかる資料（別紙様式）を添付願います。

2. 内示について

上記に基づいて各都道府県に対する交付額を決定し、内示を行います。内示日は

9月4日（金）を予定しております。

内示額については、上記による調整が生じた場合には、各都道府県の要望額と異なる額となる場合もありますので、御了知おきください。

3. 交付申請書の提出について

各都道府県におかれましては、内示後速やかに交付申請手續願います。なお、交付申請の締め切りは9月18日（金）【厳守】ですので、重ねてご協力願います。

この期日内に交付申請書が提出された都道府県のみ、9月中に交付決定を行う予定です。

4. その他

今回発出された要綱等以外で、必要な様式につきましては、今後別途通知等でお示ししていく予定です。

ご不明な点がありましたら、参考資料として添付しております「Q & A」等をご確認いただいた上で、下記担当者までお問い合わせください。

<添付の参考資料>

- 災害拠点病院の耐震化整備（ポンチ絵）
- 医療施設耐震化臨時特例交付金により造成される基金の運用イメージ
- 医療施設耐震化臨時特例交付金Q & A

問い合わせ先

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室

電話 03-5253-1111

FAX 03-3503-8562

災害医療専門官 道上幸彦（内2558）

E-mail michiue-yukihiko@mhlw.go.jp

助成係長 田川幸太（内2550）

E-mail tagawa-kouta@mhlw.go.jp

文書等提出先

助成係 寺島隆浩（内2551）

E-mail terashima-takahiro@mhlw.go.jp

（都道府県名） No. O

基金造成に要する経費の算定根拠となる個別事業に関する参考資料

1. 病院名：

2. 開設者：

3. 事業区分： 災害拠点病院 救命救急センター 二次救急医療機関
※いずれかを選んでください。

4. 工事の種別： 新築 増改築 耐震補強工事
※いずれかを選んでください。

5. 整備区域：

※〇〇病棟（「病床数〇〇、一般病床と救命救急センターが所在…」という形で記載してください。
簡単な計画図等あれば添付してください）

6. 総事業費：

※概算、見込みでかまいません。

7. 補助予定額：

8. 工期：

※現段階での予定でかまいません。

9. 病床削減の必要の有無： 有り 無し
※どちらかを選んでください。

10. 選定理由、優先順位：

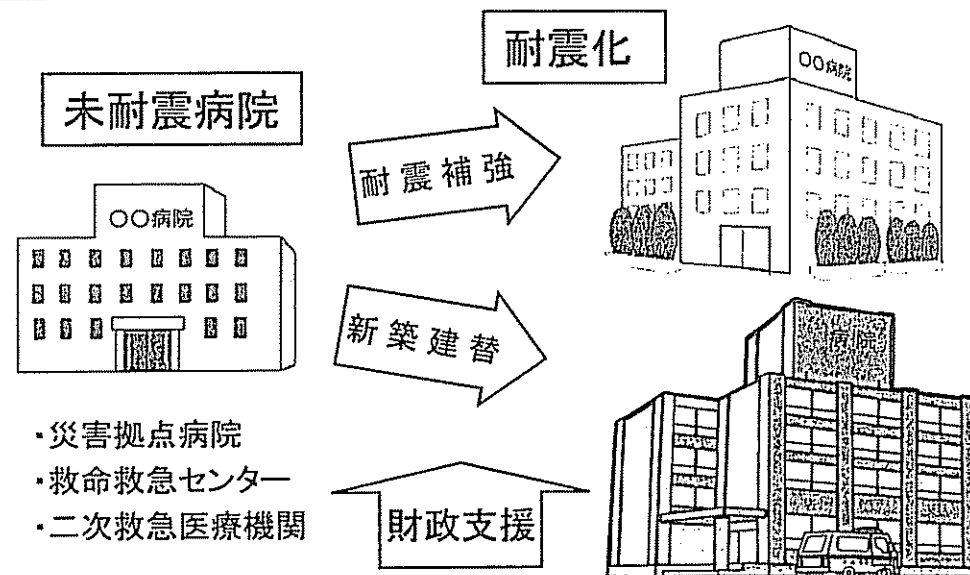
11. その他：

※特記事項や参考資料があれば記載（添付）してください。

災害拠点病院等の耐震化整備

災害拠点病院等の耐震化整備について、各都道府県に基金(2年間)を設置し費用を助成 約1,222億円

耐震化に伴う新築建替もすべて補助対象とし、補助基準額を大幅拡充



【今後のスケジュール(予定)】

- ・～8月下旬頃 県から厚労省に交付申請
- ・9月下旬頃 県に交付決定
- ・県の準備が整い次第、各事業へ補助

※ 基金事業に係る計画(詳細設計を含む)は、平成22年度末までに策定

なお、基金の実施期限は平成22年度末であるが、厚労大臣の承認を受けた上で、計画されている耐震化整備事業が完了するまでは期間を延長可能

○対象事業

未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院、二次救急医療機関が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

○基準額(基準面積×補助単価)

- ・災害拠点病院、救命救急センター : 約23.8億円
- ・二次救急医療機関 : 約14.2億円

○補助率

国1/2、県1/2以内、事業主1/2以内

○事業実施の条件

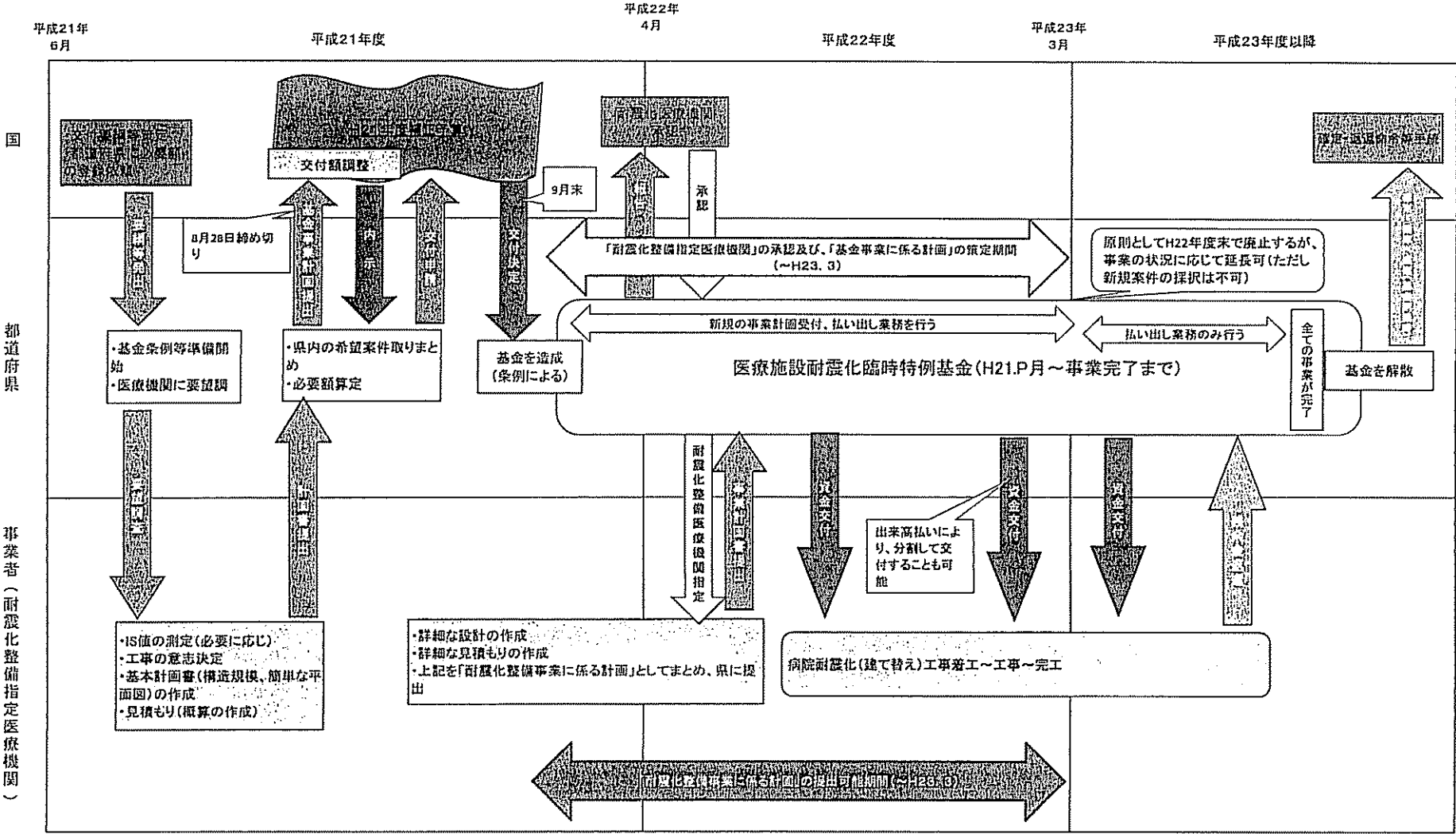
＜病床過剰地域＞

新築建替の場合、整備を行う病棟の病床数の10%以上削減

＜病床非過剰地域＞

新築建替の場合、当該医療機関の病棟の病床利用率が過去3ヶ年(暦年)平均で80%未満であれば、病床を削減(削減割合は、県医療審議会等の意見を聞いた上で決定)

医療施設耐震化臨時特例交付金により造成される基金の運用イメージ(事務及び資金の流れ)



医療施設耐震化臨時特例交付金 Q & A

問 1 医療施設耐震化臨時特例交付金（以下「耐震化交付金」）によって造成される医療施設耐震化臨時特例基金（以下「耐震化基金」）は平成 22 年度末で閉鎖となっているが、2 年間で耐震整備が終了するのか。

（答）

1. 災害拠点病院等の耐震化については、4 月 10 日の「経済危機対策」の「危機克服基本方針」において、施策に盛り込まれる各施策は、

- ・重点化されたもの
- ・時宜を得たもの
- ・時限的なもの

という観点から実施されるものである。

2. 平成 21 年度補正予算における、災害拠点病院等の耐震化については、都道府県が耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関の耐震化促進のための基金を造成し、経済危機対策の基本方針による時限的なものとして、2 年間の事業期間としたものである。また、平成 20 年 4 月 23 日の中央防災会議に提出された、「自然災害の犠牲者ゼロを目指すための総合プラン」の目標である「平成 22 年度末までに、すべての建物及び一部の建物が耐震化されていない災害拠点病院・救命救急センターのうち約 5 割程度の施設を耐震化（→全体の 7 割）」を達成するための支援という位置づけもある。

3. しかし、事業規模等によっては、2 年間で実施することが困難な事業もあることから、厚生労働省の承認を得た上で、事業が完了するまでは、基金事業の実施期間を延長することができるようにしたところである。（詳細は問 9 を参照）

問 2 現在の病院の耐震化事業と今回の耐震化交付金では、何が違うのか。

（答）

1. 医療提供体制施設整備交付金のメニュー予算である病院の耐震化事業は、補助対象として公立病院若しくは、公的医療機関を除いているところであり、また、基準額については、耐震補強工事を想定した約 7,500 万円となっているところである。

2. 耐震化交付金による、災害拠点病院等の耐震化については、公的医療機関及び、公立病院も補助対象とすることとしたところであり、また、新築建替もすべて補助対象とし、補助基準額は病院の建替えを想定して、

・災害拠点病院、救命救急センターは約 23.8 億円

・二次救急医療機関は約 14.2 億円

と大幅に拡充（基準面積の拡大や補助単価の引き上げ）し、病院の耐震化を一層進めることとしているところ。

3. また、今回の事業は基金方式を取っているが、これは

① 病院の耐震化工事を進めるにあたっては、入院患者の処遇等も考慮する必要があるため、各年度の支出が見込み難くなっている中で、事業者及び地方自治体の実情に応じて、機動的かつ弾力的な予算執行を可能にするとともに、

② 各事業者の準備を円滑に進めるためには、複数年度にわたり財政的なコミットメントを予め示すことが重要であることから、都道府県に基金を設置することとしたものである。

更間 現在の病院の耐震化事業と耐震化交付金は二重に使えるのか。

(答)

1. 既存の医療提供体制施設整備交付金による交付の条件では、「補助事業者は、この交付金にかかる補助の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない」と規定しているところ。

2. 都道府県が造成する基金においても、同様の条件を規定しており（管理運営要領第4の（8）及び第5の（11））、同一事業に対する国からの二重補助を禁止するものである。

更々間 現在、「医療施設耐震化事業」あるいは「医療施設近代化」について、医療提供体制施設整備交付金の申請をしている場合、これを取り下げて耐震化交付金に乗り換えることは可能か。

(答)

1. 医療提供体制施設整備交付金については、すでに4月20日に内示を終わり、交付請の締め切りも4月30日であったので、6月30日の交付決定に向けて作業を行っているところである。

2. 交付申請を取り下げることは、今回交付金と関係なく可能であるが、交付決定に向けての作業が進捗していることでもあり、交付決定間際になっての取り下げは相当混乱を引き起こすことから、取り下げを行う意向がある医療機関がある場合には、6月10日（水）までに、担当までご連絡いただきたい。（「5月22日から5月29日にかけて行われた都道府県ブロック会議にて、6月10日までに連絡することを説明済み」）【厳守】また、交

付決定後の取下げについては、ご遠慮いただきたい。

3. 注意いただきたいのは、耐震化交付金の補助対象を決定するのは都道府県であるため、上記施設整備交付金を取り下げても、都道府県の判断や計画によっては、耐震化交付金の補助対象にならない場合もあり得る。都道府県におかれては、以上を充分踏まえた上で、医療機関に対する指導を行っていただきたい。
4. 交付申請の取り下げを行わないまま、耐震化交付金の補助対象とすることは、前述の二重補助にあたり、絶対に認められないので注意して欲しい。

問3 看護師等養成所も補助対象としているのか。

(答)

耐震化交付金による、災害拠点病院等の耐震化については、災害時に重篤な患者が集中し、救急体制を確保する必要がある、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関の耐震化を対象としたものであり、看護師等養成所の耐震化を対象としたものではない。

問4 耐震化交付金による災害拠点病院等の耐震化では、救命救急センターが対象となっているが、病院の一部である救命救急センターの建物のみが補助対象となるのか。

(答)

1. 耐震化交付金による、災害拠点病院等の耐震化については、都道府県が未耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関の耐震化促進のための基金を造成して効率的に運用し、耐震化を促進するものである。
2. 耐震化交付金の対象である救命救急センターについては、災害時に重篤な患者が集中し、そこで救急医療を受けた患者を病棟等に搬送して治療を継続することになることから、災害拠点病院と同様に、救命救急センターを有する病院全体の耐震化が必要である。
3. このことから、耐震化交付金による災害拠点病院等の耐震化では、救命救急センターを有する病院全体の耐震化を補助対象としており、センターを含む病棟全体を補助対象として差し支えない。

更問 救命救急センターを有する病院での整備で、整備を行うのが救命救急センターが入っていない病棟である場合はどうか。

(答)

差し支えない。（災害時には、救命救急センターが行う医療を当該病棟が支援する形になるため）

問5 現在、二次救急医療機関であるところが、建て替え後に災害拠点病院となる場合、基準額、単価等は災害拠点病院のものを使って差し支えないか。また、二次救急医療機関とは具体的に何を指すのか。

（答）

1. 耐震化指定医療機関に指定される前に、災害拠点病院の指定を受けていれば差し支えない。
2. 二次救急医療機関とは、都道府県の医療計画で二次救急指定医療機関として位置づけられている病院群輪番制病院及び共同利用型病院等である。

更問 二次救急医療機関には、精神科救急も含めて差し支えないか。

（答）

医療計画上、二次救急医療機関として位置づけられていれば、差し支えない。

問6 補助の対象施設については何か制限があるのか。

（答）

1. 公立病院、独立行政法人等（国立病院機構、国立大学法人）、公的病院、民間病院全て対象となる。
2. ただし、独立行政法人等に対して地方自治体が補助を行うにあたっては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」附則第5条の規定に基づき、総務大臣へ協議を行うことが必要である。

問7 補助の対象施設については、地域医療再生計画に載っている施設でないと、交付の対象とはならないのか。

（答）

1. 地域医療再生計画の対象となっていない病院でも、耐震化の補助対象として差し支えない。
2. 上記は公立病院であっても同様である。

問8 耐震化交付金は、地震防災対策強化地域内の施設でないと、交付の対象とはならないのか。

（答）

1. 地震防災対策地域として指定されていない地域の病院でも、耐震化の補助対象として差し支えない。

2. 上記は二次救急医療機関であっても同様である。

※地震防災対策強化地域…大規模地震対策特別措置法第3条の規定により、内閣総理大臣が大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域

問9 基金の払い出し業務を平成23年度以降も継続するにあたり、「～年以内」というような制約は無いのか。また、継続の手続きはどのように行えばよいのか。

(答)

1. 払い出し業務の継続期間については、特に年限を定めていない。これは、病院の建替え事業に係る期間が規模や立地条件等によって千差万別であり、個別の事情に応じ柔軟に払い出し期間を設定できるようにしたためである。

2. 都道府県が基金条例を制定するにあたっては、基金条例の附則に失効期限を書き込む方式と、特に失効期限を書き込まない方式があると聞いているところ。

失効期限を書き込む場合は、条例制定時に失効期限を「平成23年3月31日限り」とし、その後、耐震化整備医療機関からの事業計画書を踏まえて都道府県の基金事業計画を策定する際に、基金業務の期間について検討を行い、厚生労働大臣の承認を受けた上で議会に条例の改正案を提出し、失効期限の改正を行う。

失効期限を条例に書き込まない場合は、廃止条例をもって廃止することになるが、この場合でも平成23年度以降に基金業務を継続する場合は厚生労働大臣の承認が必要になる。そして基金事業計画で定めた期間が終了するタイミングで廃止条例を出し、基金を廃止すればよい。

どちらの場合も、管理運営要領にあるとおり、「平成23年度以降は新規案件の採択は行わず、22年度中に採択した案件に対する払い出しと、精算等附帯業務だけを行う」という内容を担保するようにしてほしい。

どのような条例のスタイルを取るかについては県ごとに事情が異なることもあり、都道府県の法規担当課室とよく調整して欲しい。

問10 非過剰地域の建て替えで、病床削減を行う場合、「都道府県医療審議会等の意見を聴いた上で削減割合を決定」とあるが、意見を聴くのは医療審議会でなくてもよいということか。

(答)

原則として、都道府県医療審議会の意見を聴いていただきたいが、医療審議会は柔軟に開催するのが難しい場合もあるので、やむを得ない場合はそれに準ずるような部会、委員会等があればその意見を聴くということでも差し支えないという趣旨である。

問 11 非過剰地域の建て替えでは、病床利用率 80% という基準があるが、「過去 3 ヶ年平均」とは、年度ベースか、暦年ベースか。

(答)

1. 暦年ベースである。
2. これは「医療施設調査」が暦年ベースを採用していることによるものである。

問 12 過剰地域の建て替えで、病床を 10% 以上減らす場合、「整備区域の病棟の病床数 10% 以上削減し」とあるので、建て替えを行わない病棟の病床数は削減しないでよいということでしょうか。

(答)

1. 御貴見のとおりである。
2. 例えば、500 床の病床数を持つ病棟を建て替える場合は 50 床以上削減しなければならないが、同じ 500 床でも A 病棟 100 床、B 病棟 200 床、C 病棟 200 床という施設で A 病棟のみ建て替える場合は、削減数は 10 床以上でよいということである。

問 13 耐震化指定医療機関の指定は、いつまで行ってよいのか。

(答)

1. 耐震化基金は原則として平成 22 年度末まで運営できるので、理屈上は平成 23 年 3 月 31 日まで指定が行えることになる。
2. しかし、実際に耐震化指定医療機関に補助金を交付するには、
 - ①耐震化指定医療機関の報告（都道府県→厚生労働省）
 - ②耐震化指定医療機関の承認（厚生労働省→都道府県）
 - ③耐震化指定医療機関の指定（都道府県→医療機関）
 - ④耐震化指定医療機関から事業計画の提出（医療機関→都道府県）
 - ⑤事業計画の審査及び基金事業計画への登載（都道府県）
 - ⑥補助金の交付（都道府県→医療機関）というプロセスを経る必要があり、平成 22 年度末までに⑤まで完了していなければ平成 23 年度以降の交付対象とはならないため、都道府県におかれ

ては、これを勘案して関係事務を行っていただきたい。

問 14 救急告示を受けていれば、二次救急と位置づけられていなくてもよい
か。

(答)

不可。

問 15 新築・増改築の定義をお示し願いたい。

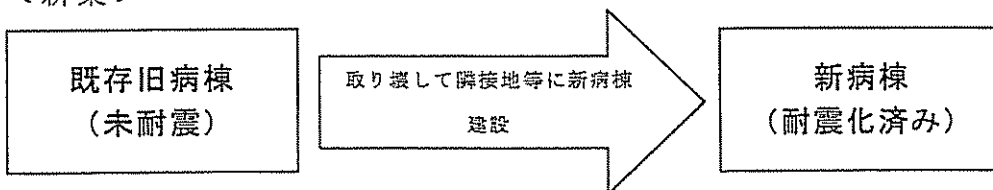
(答)

以下の通りである。

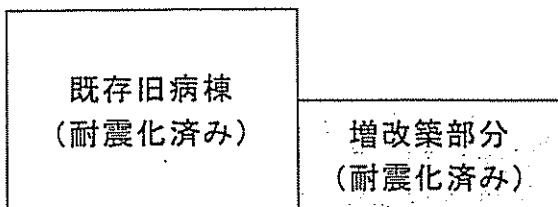
- ・新築…既存の未耐震病棟を取り壊し、新しい病棟を新築する場合。
- ・増改築…耐震化済みの既存の病棟を拡張する場合。(既存の病棟は引き続き使用。なお、新しい病棟を旧病棟と渡り廊下で連結させているだけの
場合、新病等は新築)

【概念図】

< 新 築 >



< 増改築 >



更問 例えば、渡り廊下等で連結されているような病棟を、患者を移動させ
ながら順次新築していき、最後はすべて新しくなるような場合は、どの
整理になるのか。

(答)

事実上一体として運営されている病棟群が最終的にすべて新しくなるの

であれば、新築として差し支えない。ちなみに新築も増改築も基準額は同じである。

問 15 平成 22 年度中に基金計画に搭載されていれば、着工はいつでも OK か。たとえば平成 25 年度着工でもよいか。

(答)

耐震化事業計画は平成 22 年度中に提出し、県の承認を得て基金計画に搭載することとなっており、原則として 22 年度中に着工することを想定している。

23 年度に着工でも可としているのは、なんらかの事情により予定通り 22 年度中に着工できなくても基金からの支出に支障がないようにするためのものであり、当初から 23 年度早期以降の着工を予定した事業を基金計画に搭載することは好ましくない。

問 16 宿舎や管理棟は対象となるか。

(答)

耐震化整備の対象は、常時患者が使用する「病棟部門、外来診療部門、手術検査部門」のある建物を想定しているので、宿舎は対象外である。

管理棟など、患者が通常使用しない建物は対象とならないが、外来診療エリアを備える等、災害時の医療活動に活用できる機能を備えている場合には可能。

問 17 未耐震の基準は

(答)

新耐震基準を満たしていないと証明された建物又は、IS 値が 0.6 未満の建物である。

問 18 昭和 56 年度以前に建築されたものについては、耐震診断をして IS 値を測定しなくても対象としてよろしいか。

(答)

未耐震とは、新耐震基準を満たしていないと証明された建物又は、IS 値が 0.6 未満の建物である。昭和 56 年以前に建築した建物でも耐震化されている建物があるため、未耐震であるという証明は必要である。

なお、建物の IS 値を測定し、耐震基準を満たしているかどうかだけを判断する耐震診断については、3～6 週間程度で可能ということである。耐震補強を行うのであれば、さらに詳細な診断を行って補強箇所や補強方法を決定する必要があるが、取り壊して建て直すのであれば、未耐震であることを証明できれば十分であり、申請を行うのに差し支えないと思われる。

問 19 建替え予定の病棟に、未耐震部分と耐震化済み部分の両方が含まれているが、補助対象とするのは未耐震部分の面積だけとなるのか。

(答)

一部に未耐震があるのであれば、建替え病棟全体を補助対象として差し支えない。

問 20 未耐震の病棟 1 つと耐震化済み病棟 1 つを同時に取り壊して、大きな一つの病棟を建てる場合も、新病棟全体を補助対象としてよいのか。

(答)

差し支えない。

問 21 未耐震の A 病院と耐震化済みの B 病院（開設者は同じ）が、それぞれ現在地を引き払い、新しい場所に移転して統合し、C 病院となる場合、C 病院の新病棟全体を補助対象としてよいのか。

(答)

差し支えない。ただし、A・B 両方とも耐震化済みであった場合は、補助対象とはならない。

問 22 病床配置の見直しをあわせて行い、建て替え後の新築病棟は病床数増になるが、他病棟の病床を減らし、病院全体の病床数が 10% 以上減る場合はどうか。

(答)

新築立替えを行う病棟の病床数を 10% 以上削減することとしており、他の病床を減らすことを条件としていない。

問 23 耐震化指定医療機関が公立病院の場合、事業計画書を県に出す際には議会の承認を得ている必要があるのか。

(答)

当該公立病院の開設者である地方自治体及び、各都道府県のルールに従って取り扱われたい。

問 24 交付を受けた後で、事業計画の取り下げや運用益等で剰余金が発生した場合、交付額の範囲内で新規に事業を追加して差し支えないか。

(答)

差し支えない。

問 25 補助対象経費には、設計費や旧病棟の取り壊し経費を含めてよろしいか。

(答)

補助対象経費は、耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事としており、既存の耐震化事業と同様に、設計費や取り壊し経費は対象外である。

問 26 基金造成に要する経費の支出予定額の算定は、どのように行えばよいのか。

(答)

補助を予定する病院の事業について、運営管理要領別添の基準額で補助対象経費を算出し、それを積み上げたものが「基金造成に要する経費の支出予定額」である。それから「寄付金その他の収入額」を控除した額と、「厚生労働大臣が必要と認めた額」（内示額）を比較して、少ない方が交付額となる。

(了)

(写)

医政発第0605010号

平成21年6月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療施設耐震化臨時特例交付金の運営について

標記交付金の交付については、「平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について」（平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605004号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領」を定め、平成21年5月29日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるようご配慮願いたい。

医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領

第1 通則

医療施設耐震化臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる耐震化整備事業（以下「耐震化整備事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

① 基金事業の対象医療機関の指定

ア 都道府県は、未耐震（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果Ⅰs値が0.6未満の建物）の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院及び二次救急医療機関から、緊急に耐震化整備を行う医療機関を平成22年度末までに指定（以下「耐震化整備指定医療機関」という。）するものとする。

イ 都道府県は、耐震化整備指定医療機関を指定する場合は、厚生労働省にその旨を報告し、承認を得るものとする。

② 基金事業の実施計画の作成等

ア 耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業に係る計画を策定し、平成22年度末までに都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から提出された耐震化整備事業に係る計画を踏まえ、平成22年度末までに基金事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、耐震化整備指定医療機関の開設者が行う耐震化整備事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 事業の終了

- ① 基金事業の実施期限は、平成22年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けた上で、基金事業に係る計画に記載された耐震化整備事業が完了するまで、基金事業として必要な経費の支出、運用益の繰り入れ及び、精算に関する業務のみを行うことができる。
- ② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(7) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 耐震化整備事業の実施

(1) 耐震化整備事業の対象

耐震化整備事業は、別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、耐震化整備事業の対象としない。

- ① 既に全ての建物が新耐震基準を満たしている医療機関の開設者が行う耐震化整備事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、耐震化整備した建物に行う耐震化整備事業
- ③ 個人の資産を形成する事業

(2) 耐震化整備事業の実施主体

耐震化整備事業の実施主体は、耐震化整備指定医療機関の開設者とする。

(3) 耐震化整備指定医療機関の開設者（都道府県を除く）が行う耐震化整備事業に係る助成金の交付申請等

- ① 耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業を実施しようとする場合は、都道府県に対し耐震化整備事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から耐震化整備事業に係る助成金

の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該開設者に対し助成金の交付を行うものとする。

- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、耐震化整備指定医療機関の開設者に対し助成金を交付するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。

- ④ 都道府県は、必要があると認める場合においては、申請額の範囲内において概算払をすることができる。

(4) 耐震化整備事業の中止

- ① 都道府県は、耐震化整備事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 都道府県以外の耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業の事業実施報告を事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第2の（5）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

(6) 助成金の返還

都道府県は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について都道府県に返還することを命ずるものとする。

なお、都道府県は、返還額のうち基金相当額を基金へ納付するものとする。

第4 都道府県が耐震化整備事業を実施する場合の条件

- (1) 病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率が過去3ヶ年平均80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を都道府県医療審議会等の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減するものとする。

- (2) 耐震化整備事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (3) 耐震化整備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この耐震化整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、耐震化整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 耐震化整備事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 耐震化整備事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 都道府県以外の者が耐震化整備事業を実施する場合の助成の条件

- (1) 病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。
病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率が過去3ヶ年平均80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を都道府県医療審議会等の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減するものとする。
- (2) 耐震化整備事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 耐震化整備事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
 - ① 開設者が地方公共団体の場合
耐震化整備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成すると

もに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

② 開設者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

- （４）耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この耐震化整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- （５）都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- （６）耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、耐震化整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （７）耐震化整備事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- （８）耐震化整備事業を行う者が（１）から（７）により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- （９）（５）により付した条件に基づき耐震化整備指定医療機関の開設者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （１０）（８）により付した条件に基づき耐震化整備指定医療機関の開設者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （１１）耐震化整備事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第６ その他

- （１）都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者が行う耐震化整備事業に係る助成金

の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

- (2) 都道府県は、耐震化整備指定医療機関に耐震化整備事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、耐震化整備指定医療機関との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

医療施設耐震化臨時特例交付金による耐震化整備事業

項 目	対象経費	補助単価	補助率		
			国	県	実施 主体
1. 災害拠点病院、救命救急センターの未耐震医療機関が行う耐震化整備	災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	1 病院あたり 8,635 m ² × 276 千円 (基準面積) (基準単価)	1/2	1/2 以下	1/2 以下
2. 二次救急医療機関の未耐震医療機関が行う耐震化整備	二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	1 病院あたり 8,635 m ² × 165 千円 (基準面積) (基準単価)	1/2	1/2 以下	1/2 以下

(注) 1. 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

2. 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領に基づく
事業実施状況報告について

1. 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額
	円	円	円
合計額			

※ 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2. 基金運用実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額
	円	円	円
合計額			

※ 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

3. 基金事業に係る経費

事業区分	医療機関名	支出済額	支出内訳
		千円	
合 計			

(注) 別添の耐震化整備事業の項目ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

4. 事業実施状況

項 目	事 業 内 容
1. 災害拠点病院、救命救急センターに係る耐震化整備	
2. 二次救急医療機関に係る耐震化整備	

5. 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる資料

(写)

厚生労働省発医政第 0605004 号

平成 21 年 6 月 5 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 事 務 次 官

平成 21 年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成 21 年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱」により行うこととされ、平成 21 年 5 月 29 日から適用することとされたので通知する。

平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設耐震化臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規程によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605010号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 3に規定する経費は、基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、厚生労働大臣が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及

び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年9月18日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（5の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 8 特別の事情により4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - (2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区 分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入 額 (B) 円	差引額 (A－B) (C) 円	厚生労働大臣が必要 と認めた額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較し て少ない方の額) 円
(1) 災害拠点 病院、救命救 急センターに 係る分					
(2) 二次救急 医療機関に係 る分					
合 計					

別紙 2

基金造成事業計畫書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費精算書

区 分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A) 円	寄付金その 他の収入額 (B) 円	差引額 (A－B) (C) 円	厚生労働大 臣が必要と 認めた額 (D) 円	交付所要額 (CとDを 比較して少 ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入 額 (G) 円	差引過不足 額 (G－E) 円
(1) 災害拠点 病院、救命救 急センターに 係る分								
(2) 二次救急 医療機関に係 る分								
合 計								

別紙 2

基金造成事業實施狀況調查書

基金の保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		(円)		
合計額				

(注) 1. 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式3)

平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金調書

平成21年度 厚生労働省所管

都道府県名

国			都道府県								備考
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(項) 医療提供体制確保対策費											
(目) 医療施設耐震化臨時特例交付金											

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。